

手数料表【一般登録型・サーチ/スカウト型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1. 求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービスおよびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 35%とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき 1000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。 2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。
2. 特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索およびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 35%とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき 1000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料の負担者は求人者とします。 2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。

※労働契約における契約期間が 1 年に満たない場合は、契約期間を 1 年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。

※求職者が入社後、明らかに求職者の責による解雇または自己都合により退職した場合、受け取った手数料のうち、以下の金額を返還します。

- 1 ヶ月以内・・・・・・・・・・手数料の 80%
- 1 ヶ月超え 3 ヶ月以内・・・・・・・・・・手数料の 50%
- 3 ヶ月超え 6 ヶ月以内・・・・・・・・・・手数料の 10%

手数料表【再就職支援型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
3. 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 100 万円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 35%とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により関係雇用主と特別に合意した場合は、その金額とします。(この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき 1000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。) 手数料の負担者は関係雇用主とします。
4. 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 35%とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。(この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%または充足 1 件につき 1000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。) 手数料の負担者は求人者とします。 2. サービスを提供した場合における当該求人の年間想定賃金を基準に、1. の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。

※労働契約における契約期間が 1 年に満たない場合は、契約期間を 1 年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。

※求職者が入社後、明らかに求職者の責による解雇または自己都合により退職した場合、受け取った手数料のうち、以下の金額を返還します。

- 1 ヶ月以内・・・・・・・・・・手数料の 80%
- 1 ヶ月超え 3 ヶ月以内・・・・・・・・・・手数料の 50%
- 3 ヶ月超え 6 ヶ月以内・・・・・・・・・・手数料の 10%

許可番号	3 0 - ユー 3 0 0 0 0 5
事業所の名称及び所在地	紀陽パートナーズ株式会社 和歌山市中之島 2 2 4 9 番地